

議案第 36 号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を
改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 24 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

令和 3 年 10 月 1 日より東京都最低賃金が改定されることに伴い、調布市教育委員会会計年度任用職員の報酬額について改正するため、提案するものです。

調布市教育委員会規則第 号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部
を改正する規則

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表4の項中「1, 020」を「1, 050」に改め、同表30の項中「1, 030」を「1, 050」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和3年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号</p> <p>改正</p> <p>令和2年3月27日教委規則第4号 令和2年6月30日教委規則第8号 令和3年3月26日教委規則第2号</p> <p>調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制定する。</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 別表設置目的の欄に掲げる目的に応じ、同表名称の欄に定める会計年度任用職員を置く。</p> <p>第2条 略</p> <p>(配置)</p> <p>第3条 会計年度任用職員は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表所属の欄に定める部署又は任命権者の指定する施設に配置する。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 会計年度任用職員は、任命権者の指揮監督の下に、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表業務内容の欄に定める業務に従事する。</p> <p>(任用)</p> <p>第5条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうちから、公募による試験又は選考により任命権者が任用する。ただし、職務の性質から公募により難いと任命権者が認めた場合は、公募によらないことができる。</p> <p>(1) 職務の遂行に必要な資格、知識、技能等に関する要件として別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表資格等の要件の欄に定める要件を備え</p>	<p>○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号</p> <p>改正</p> <p>令和2年3月27日教委規則第4号 令和2年6月30日教委規則第8号 令和3年3月26日教委規則第2号</p> <p>調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制定する。</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 別表設置目的の欄に掲げる目的に応じ、同表名称の欄に定める会計年度任用職員を置く。</p> <p>第2条 略</p> <p>(配置)</p> <p>第3条 会計年度任用職員は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表所属の欄に定める部署又は任命権者の指定する施設に配置する。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 会計年度任用職員は、任命権者の指揮監督の下に、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表業務内容の欄に定める業務に従事する。</p> <p>(任用)</p> <p>第5条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうちから、公募による試験又は選考により任命権者が任用する。ただし、職務の性質から公募により難いと任命権者が認めた場合は、公募によらないことができる。</p> <p>(1) 職務の遂行に必要な資格、知識、技能等に関する要件として別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表資格等の要件の欄に定める要件を備え</p>

改正後	改正前
<p>ていること。</p> <p>(2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める要件を備えていること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、やむを得ない事情があると認めるときは、試験又は選考により適当と認めた者を会計年度任用職員として任用することができる。</p> <p>(再度の任用)</p> <p>第6条 前条の規定により任用された会計年度任用職員については、当該会計年度任用職員が任用された別表名称の欄に掲げる職が当該任用された年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)の翌年度においても設置され、当該職への任用の対象とする場合において、勤務実績等に基づき能力の実証を行うことができると任命権者が認めたときであつて、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であるときに限り、再度任用することができる。</p> <p>(1) 勤務実績等に基づく能力の実証の結果が良好であること。</p> <p>(2) 再度の任用をする日の属する年度の前年度において、懲戒処分を受けてないこと。</p> <p>(3) 再度の任用をする日の属する年度の前年度における休職及び欠勤の日数が、任期中の所定勤務日数の2分の1未満であること。ただし、地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職をする者について、任期满了時においておおむね1月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 再度の任用は、連続4回を上限とする。</p> <p>第7条 略</p> <p>(勤務日数等)</p> <p>第8条 会計年度任用職員の勤務日数は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、</p>	<p>ていること。</p> <p>(2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める要件を備えていること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、やむを得ない事情があると認めるときは、試験又は選考により適当と認めた者を会計年度任用職員として任用することができる。</p> <p>(再度の任用)</p> <p>第6条 前条の規定により任用された会計年度任用職員については、当該会計年度任用職員が任用された別表名称の欄に掲げる職が当該任用された年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)の翌年度においても設置され、当該職への任用の対象とする場合において、勤務実績等に基づき能力の実証を行うことができると任命権者が認めたときであつて、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であるときに限り、再度任用することができる。</p> <p>(1) 勤務実績等に基づく能力の実証の結果が良好であること。</p> <p>(2) 再度の任用をする日の属する年度の前年度において、懲戒処分を受けてないこと。</p> <p>(3) 再度の任用をする日の属する年度の前年度における休職及び欠勤の日数が、任期中の所定勤務日数の2分の1未満であること。ただし、地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職をする者について、任期满了時においておおむね1月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 再度の任用は、連続4回を上限とする。</p> <p>第7条 略</p> <p>(勤務日数等)</p> <p>第8条 会計年度任用職員の勤務日数は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、</p>

改正後	改正前
<p>同表勤務日数の欄に定めるところにより、勤務時間は、1日につき7時間45分を超えない範囲において任命権者が定める。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間数は、1週間につき5日以内（特別の勤務に服する会計年度任用職員にあっては、月16日又は年220日を超えない範囲内）かつ37時間30分以内で任命権者が定める。</p> <p>3 任命権者は、業務の円滑な遂行のため必要があると認めるときは、同月内において、会計年度任用職員の勤務が割り振られていない日と前項の規定による勤務日とを振り替えて当該会計年度任用職員に勤務させることができる。</p> <p>（報酬）</p>	<p>同表勤務日数の欄に定めるところにより、勤務時間は、1日につき7時間45分を超えない範囲において任命権者が定める。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間数は、1週間につき5日以内（特別の勤務に服する会計年度任用職員にあっては、月16日又は年220日を超えない範囲内）かつ37時間30分以内で任命権者が定める。</p> <p>3 任命権者は、業務の円滑な遂行のため必要があると認めるときは、同月内において、会計年度任用職員の勤務が割り振られていない日と前項の規定による勤務日とを振り替えて当該会計年度任用職員に勤務させることができる。</p> <p>（報酬）</p>
<p>第9条 会計年度任用職員の報酬は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表報酬額の欄に定めるところによる。</p>	<p>第9条 会計年度任用職員の報酬は、別表名称の欄に掲げる区分に応じ、同表報酬額の欄に定めるところによる。</p>
<p>第10条から第11条 略</p>	<p>第10条から第11条 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>
<p>2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。</p>	<p>2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。</p>
<p>（1）調布市社会教育指導員設置に関する規則（平成19年3月20日教育委員会規則第8号）</p>	<p>（1）調布市社会教育指導員設置に関する規則（平成19年3月20日教育委員会規則第8号）</p>
<p>（2）調布市郷土博物館専門員設置規則（平成3年3月29日教育委員会規則第4号）</p>	<p>（2）調布市郷土博物館専門員設置規則（平成3年3月29日教育委員会規則第4号）</p>
<p>附 則（令和2年3月27日教委規則第4号）</p>	<p>附 則（令和2年3月27日教委規則第4号）</p>
<p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（令和2年6月30日教委規則第8号）</p>	<p>附 則（令和2年6月30日教委規則第8号）</p>
<p>この規則は、令和2年7月1日から施行する。</p>	<p>この規則は、令和2年7月1日から施行する。</p>
<p>附 則（令和3年3月26日教委規則第2号）</p>	<p>附 則（令和3年3月26日教委規則第2号）</p>
<p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>
<p><u>附 則（令和3年9月 日教委規則第 号）</u></p>	

改正後

改正前

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和3年10月以後の月分として支給すべき報酬について適用し、同月前の月分として支給すべき報酬については、なお従前の例による。

別表（第1条，第3条—第6条，第8条，第9条関係）

別表（第1条，第3条—第6条，第8条，第9条関係）

会計年度任用職員配置表

会計年度任用職員配置表

番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	勤務日数	報酬額(円)	報酬単位
1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設、設備、備品等の修繕、製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	週4日又は月16日	1,300	時
2	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務の充実を図るため	学校事務専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務に関すること。	パソコン操作ができる者であること。	年219日	1,430	時

番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	勤務日数	報酬額(円)	報酬単位
1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設、設備、備品等の修繕、製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	週4日又は月16日	1,300	時
2	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務の充実を図るため	学校事務専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務に関すること。	パソコン操作ができる者であること。	年219日	1,430	時

改正後										改正前										
3	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	学校給食調理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理に関すること。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	年192日	1,180時				3	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	学校給食調理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理に関すること。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	年192日	1,180時		
4	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員(用務員)	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校用務作業全般の補助に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数又は月16日	1,050時				4	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員(用務員)	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校用務作業全般の補助に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数又は月16日	1,020時		
5	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員(給食調理員)	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること。	—	年192日	1,050時				5	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員(給食調理員)	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること。	—	年192日	1,050時		
6	調布市立小学校及	学校栄養	教育委員	調布市立小学校における栄	栄養士免許を有す	小学校栄養士	1,430時				6	調布市立小学校及	学校栄養	教育委員	調布市立小学校における栄	栄養士免許を有す	小学校栄養士	1,430時		

改正後								改正前												
	び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	士専門員	会学務課	養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	る者であること。	年219日 中学校 栄養士 年220日					び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	士専門員	会学務課	養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	る者であること。	年219日 中学校 栄養士 年220日				
7	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を図るため	食物アレルギー専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務に関すること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において実務経験を有する者であること。	年192日	1,600時			7	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を図るため	食物アレルギー専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務に関すること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において実務経験を有する者であること。	年192日	1,600時			
8	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を	調布市教育委員会技能補助員（応	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること（給食調理員の欠員	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者である	年195日	1,050時			8	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を	調布市教育委員会技能補助員（応	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること（給食調理員の欠員	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者である	年195日	1,050時			

改正後								改正前											
	図るため	援給 食調理員)		が発生した学 校の給食調理 補助を含む。)	こと。					図るため	援給 食調理員)		が発生した学 校の給食調理 補助を含む。)	こと。					
9	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 情報教育 の充実を 図るため	情報 教育 専門 員	教育 委員 会指 導室	情報教育にお ける授業及び 教員の支援や 情報機器のサ ポート及びメ ンテナンス,校 務の電子化,学 校の情報発信 に関すること。	情報教育 及び情報 機器等分 野全般に 幅広い知 識,高い 専門性を 有する者 であるこ と。	月16日	1,700時			9	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 情報教育 の充実を 図るため	情報 教育 専門 員	教育 委員 会指 導室	情報教育にお ける授業及び 教員の支援や 情報機器のサ ポート及びメ ンテナンス,校 務の電子化,学 校の情報発信 に関すること。	情報教育 及び情報 機器等分 野全般に 幅広い知 識,高い 専門性を 有する者 であるこ と。	月16日	1,700時		
10	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 学校図書 館運営の 充実を図 るため	学校 司書	教育 委員 会指 導室	調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける図書館資 料の収集や分 類排列,その目 録整備,図書館 利用の指導補 助,他の図書館 との連絡・調整 等,学校図書館 の運営補助に 関すること。	司書又は 司書教諭 の資格を 有する者 であるこ と。	年215日 又は年 172日	1,200時			10	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 学校図書 館運営の 充実を図 るため	学校 司書	教育 委員 会指 導室	調布市立小学 校及び調布市 立中学校にお ける図書館資 料の収集や分 類排列,その目 録整備,図書館 利用の指導補 助,他の図書館 との連絡・調整 等,学校図書館 の運営補助に 関すること。	司書又は 司書教諭 の資格を 有する者 であるこ と。	年215日 又は年 172日	1,200時		
11	調布市立 小学校1	少人 数指	教育 委員	市立小学校低 学年等算数少	小学校教 員免許状	年215日	1,600時			11	調布市立 小学校1	少人 数指	教育 委員	市立小学校低 学年等算数少	小学校教 員免許状	年215日	1,600時		

改正後								改正前											
	年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	導講師	会指導室	人数指導及びそれに付随する業務に関すること。	を有する者であること。					年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	導講師	会指導室	人数指導及びそれに付随する業務に関すること。	を有する者であること。					
12	調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級の運営補助を行うため	学級介助員	教育委員会指導室	(1) 身の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導に関すること。 (2) 学習, 集団行動, 登下校時等の指導に関すること。 (3) 移動教室, 修学旅行等の校外指導に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか, 学級運営上必要な業務に関すること。	教員免許状を有する者又は特別支援教育に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	年215日	1,600時			12	調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級の運営補助を行うため	学級介助員	教育委員会指導室	(1) 身の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導に関すること。 (2) 学習, 集団行動, 登下校時等の指導に関すること。 (3) 移動教室, 修学旅行等の校外指導に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか, 学級運営上必要な業務に関すること。	教員免許状を有する者又は特別支援教育に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	年215日	1,600時		

改正後								改正前							
13	調布市立小学校及び調布市立中学校における教員の指導補助等を行うため	スクールサポーター	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校の通常学級における特別な支援を要する児童・生徒への指導補助や個別的学习指導に関すること。	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力がある者であること。	年172日	1,400時	13	調布市立小学校及び調布市立中学校における教員の指導補助等を行うため	スクールサポーター	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校の通常学級における特別な支援を要する児童・生徒への指導補助や個別的学习指導に関すること。	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力がある者であること。	年172日	1,400時
14	調布市立小学校及び調布市立中学校における教職員の資質向上を図るため	教育経営研究室専門研究員	教育委員会指導室	教職員の新任研修及び経験者等の研修をはじめ、教育に関する専門的、技術的事項の調査・研究に関すること。	教諭及び教育管理者として長年にわたり学校教育に従事するなど、学校教育及び家庭教育等に関する高度な専門的識見及び能力を有する者であること。	年156日	1,600時	14	調布市立小学校及び調布市立中学校における教職員の資質向上を図るため	教育経営研究室専門研究員	教育委員会指導室	教職員の新任研修及び経験者等の研修をはじめ、教育に関する専門的、技術的事項の調査・研究に関すること。	教諭及び教育管理者として長年にわたり学校教育に従事するなど、学校教育及び家庭教育等に関する高度な専門的識見及び能力を有する者であること。	年156日	1,600時

改正後								改正前							
15	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	教育支援コーディネーター	教育委員会指導室	(1) 学校生活に係る教育全般の相談業務に関するすること。 (2) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関するすること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的知識及び能力を有する者であること。	年96日から年192日のうち所属長が指定する日数	1,600時	15	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	教育支援コーディネーター	教育委員会指導室	(1) 学校生活に係る教育全般の相談業務に関するすること。 (2) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関するすること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的知識及び能力を有する者であること。	年96日から年192日のうち所属長が指定する日数	1,600時
16	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の家庭や学校における教育支援の充実を図るため	スクールソーシャルワーカー	教育委員会指導室	福祉的な観点から子育てに不安のある保護者の支援に関すること。	社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者であること。	年96日から年192日のうち所属長が指定する日数	2,000時	16	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の家庭や学校における教育支援の充実を図るため	スクールソーシャルワーカー	教育委員会指導室	福祉的な観点から子育てに不安のある保護者の支援に関すること。	社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者であること。	年96日から年192日のうち所属長が指定する日数	2,000時

改正後								改正前							
17	め				公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師法による公認心理師、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者であること。	1校当たり年35日	2,000時	17	め				公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師法による公認心理師、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者であること。	1校当たり年35日	2,000時
18	調布市立小学校及び調布市立中学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善に資するため	調布市スクールカウンセラー	教育委員会指導室	カウンセリング等を通じて、児童・生徒の不登校、いじめ、問題行動等の改善に関すること。	—	年172日	1,050時	18	調布市立小学校及び調布市立中学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善に資するため	調布市スクールカウンセラー	教育委員会指導室	カウンセリング等を通じて、児童・生徒の不登校、いじめ、問題行動等の改善に関すること。	—	年172日	1,050時

改正後									改正前										
	教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	ポート・スタッフ	導室	補助等)に関する							教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	ポート・スタッフ	導室	補助等)に関する					
19	事務職員等の欠員補充対応及び大規模校に配置されている都費学校事務職員の補助を行うため	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助(各種手当支給, 旅費支給, 補助金・交付金の申請等)に関する	—	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時			19	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助(各種手当支給, 旅費支給, 補助金・交付金の申請等)に関する	—	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時	
				栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時						栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時	
				養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時						養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時	
20	副校長の事務補助	副校長補	教育委員	副校長の事務補助(任用書類	学校教職員, 行政	年192日	1,570	時			20	副校長の事務補助	副校長補	教育委員	副校長の事務補助(任用書類	学校教職員, 行政	年192日	1,570	時

改正後								改正前												
	を行うため	佐	会指 導室	作成, 調査回答等)に関すること。	事務職員, 一般企業における常勤職員等の経験者であること。						を行うため	佐	会指 導室	作成, 調査回答等)に関すること。	事務職員, 一般企業における常勤職員等の経験者であること。					
21	教育行政の充実を図るため	青少年交流館 専門員	教育委員会 社会教育課	小・中学生の活動のサポート, イベントの企画・運営, チラシ・広報紙・報告書等の作成, 電話・来館者の対応, 小・中学生の安全管理等に関すること。	教員・保育士・幼稚園教諭の資格を有する者であること。	月16日 又は月15日	1,300時				21	教育行政の充実を図るため	青少年交流館 専門員	教育委員会 社会教育課	小・中学生の活動のサポート, イベントの企画・運営, チラシ・広報紙・報告書等の作成, 電話・来館者の対応, 小・中学生の安全管理等に関すること。	教員・保育士・幼稚園教諭の資格を有する者であること。	月16日 又は月15日	1,300時		
22	教育行政の充実を図るため	教育相談 心理職専門員	教育委員会 指導室	(1) 来所相談業務に関すること。 (2) 電話相談業務に関すること。 (3) 就学, 転学及び通級指導学級入	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士, 公認心理師法	週2日から週5日のうち所属長が指定する日数	2,000時				22	教育行政の充実を図るため	教育相談 心理職専門員	教育委員会 指導室	(1) 来所相談業務に関すること。 (2) 電話相談業務に関すること。 (3) 就学, 転学及び通級指導学級入	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士, 公認心理師法	週2日から週5日のうち所属長が指定する日数	2,000時		

改正後								改正前															
				退級相談業務に関する こと。	による公認心理師、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者又は資格取得見込みの者であること。							退級相談業務に関する こと。	による公認心理師、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者又は資格取得見込みの者であること。										
23	教育行政の充実を図るため	教育相談教育職専門員	教育委員会指導室	(1) 電話相談業務に関する こと。 (2) 就学、転学及び通級指導学級入退級相談業務に関する こと。	教員免許状を有する者で、10年以上学校教育に関する職にあつた者であること。	週2日から週5日のうち所属長が指定する日数	1,600時					23	教育行政の充実を図るため	教育相談教育職専門員	教育委員会指導室	(1) 電話相談業務に関する こと。 (2) 就学、転学及び通級指導学級入退級相談業務に関する こと。	教員免許状を有する者で、10年以上学校教育に関する職にあつた者であること。	週2日から週5日のうち所属長が指定する日数	1,600時				
24	調布市立	図書	教育	(1) 専門的	図書館司	週2日	1,300時					24	調布市立	図書	教育	(1) 専門的	図書館司	週2日	1,300時				

改正後								改正前													
	図書館における図書館事業の充実を図るため	館専門員（専門的業務）	委員会図書館	業務の補助に関すること。 (2) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (3) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	書資格を持っている者であること。	から週5日のうち所属長が指定する日数					図書館における図書館事業の充実を図るため	館専門員（専門的業務）	委員会図書館	業務の補助に関すること。 (2) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (3) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	書資格を持っている者であること。	から週5日のうち所属長が指定する日数					
25	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	読書推進員	教育委員会図書館	読書推進活動業務に関すること。	—	週4日 又は週3日	1,300時			25	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	読書推進員	教育委員会図書館	読書推進活動業務に関すること。	—	週4日 又は週3日	1,300時				
26	調布市立図書館に	音訳等調	教育委員	図書館及び音訳者等との調	—	週2日から週	1,300時			26	調布市立図書館に	音訳等調	教育委員	図書館及び音訳者等との調	—	週2日から週	1,300時				

改正後								改正前										
	おける図書館事業の充実を図るため	整員	会図書館	整に関するこ		4日のうち所属長が指定する日数				おける図書館事業の充実を図るため	整員	会図書館	整に関するこ		4日のうち所属長が指定する日数			
27	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専門職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (2) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,050時			27	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専門職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (2) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,050時	
28	調布市郷土博物館事業の振興を図るため	郷土博物館専門員	教育委員会郷土博物館	郷土博物館が所管する収蔵資料・文化財・史跡・郷土史に関する事務事業全般に	博物館又は関連する専門分野に対する識見を有する者	週4日	1,600時			28	調布市郷土博物館事業の振興を図るため	郷土博物館専門員	教育委員会郷土博物館	郷土博物館が所管する収蔵資料・文化財・史跡・郷土史に関する事務事業全般に	博物館又は関連する専門分野に対する識見を有する者	週4日	1,600時	

改正後										改正前									
				ること。	であること。									ること。	であること。				
29	地域の社会教育の向上を図り各種事業の推進及び市民の要望に伝えるため	公民館専門員	教育委員会公民館	(1) 各種事業の企画・運営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	社会教育主事の資格若しくは教員免許を有する者又は社会教育施設での実務経験が3年以上ある者であること。	月16日	1,600	時		29	地域の社会教育の向上を図り各種事業の推進及び市民の要望に伝えるため	公民館専門員	教育委員会公民館	(1) 各種事業の企画・運営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	社会教育主事の資格若しくは教員免許を有する者又は社会教育施設での実務経験が3年以上ある者であること。	月16日	1,600	時	
30	教育委員会の各種事業の推進及び市民の要望に伝えるため	保育士(臨時)	教育委員会各課(室・所・館)	保育室開室時間等の保育業務に関すること。	保育士資格を有する者又は保育士資格に準ずる資格を有する者であること。	教育委員会が定める日数	1,130	時		30	教育委員会の各種事業の推進及び市民の要望に伝えるため	保育士(臨時)	教育委員会各課(室・所・館)	保育室開室時間等の保育業務に関すること。	保育士資格を有する者又は保育士資格に準ずる資格を有する者であること。	教育委員会が定める日数	1,130	時	
					無資格者		1,050	時							無資格者		1,030	時	